



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 23 日 (金)
号外第 24 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
 (4) (健康政策課) 3
鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 (5) (水・大気環境課) 4
- ◇ 公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (1) (警務課) 6

==== 公布された規則のあらまし =====

◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査の受診を促進するため、肝炎ウイルス検査に係る手数料の免除期間を延長する。

2 規則の概要

- (1) 保健所における肝炎ウイルス検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成25年3月31日（現行 平成24年3月31日）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 誓約書の様式中、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の引用条項を改める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

規 則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 <u>保健所の長</u>（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業</th> <th style="width: 80%;">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査</td> <td>平成20年1月1日から<u>平成25年3月31日</u>までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>平成25年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	略		<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 <u>保健所長</u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する条例第4条の事務の委任を受けた<u>保健所の長</u>をいう。以下同じ。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事業</th> <th style="width: 80%;">対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>肝炎ウイルス検査</td> <td>平成20年1月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>平成24年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	略	
事業	対象者																
略																	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>平成25年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者																
略																	
事業	対象者																
略																	
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から <u>平成24年3月31日</u> までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者																
略																	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請者_(法人の場合にあっては、その役員を含む。)の略歴を記載した書類</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊞ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> </div>	<p>(登録申請書の添付書類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 申請者及び法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)_()の略歴を記載した書類</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>様式第2号(第4条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊞ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> </div>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年課)</p> <p>第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。</u></p> <p>2及び3 略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の<u>取締り</u>に関すること。</p> <p><u>(13) 情報技術の利用に伴う犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。</u></p> <p><u>(14) 情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。</u></p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p><u>2 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を附置する。</u></p> <p><u>3 サイバー犯罪対策室においては、第1項第12号から第15号までに掲げる事務を処理する。</u></p> <p>(地域課)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(少年課)</p> <p>第13条 少年課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(生活環境課)</p> <p>第14条 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) サイバー犯罪（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用した犯罪、電子計算機又は電磁的記録を対象とした犯罪その他の情報技術を利用した犯罪をいう。）の<u>総合的対策</u>に関すること。</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(地域課)</p> <p>第15条 略</p>

<p>2 地域課に、<u>地域指導室</u>、航空隊及び鉄道警察隊を附置する。</p> <p>3 <u>地域指導室においては、地域警察活動を行う警察官の指導に関する事務を処理する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(警衛対策課)</p> <p>第35条 警衛対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>第64回全国植樹祭</u>その他大規模な警衛及び警護を要する行事（以下「<u>植樹祭等</u>」という。）の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。</p> <p>(2) <u>植樹祭等</u>の開催に伴う警衛及び警護に関すること。</p> <p>(3) <u>植樹祭等</u>の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。</p>	<p>2 地域課に、航空隊及び鉄道警察隊を附置する。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(警衛対策課)</p> <p>第35条 警衛対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>第31回全国豊かな海づくり大会</u>その他大規模な警衛及び警護を要する行事（以下「<u>海づくり大会等</u>」という。）の開催に伴う警備方針の策定及びその実施に関すること。</p> <p>(2) <u>海づくり大会等</u>の開催に伴う警衛及び警護に関すること。</p> <p>(3) <u>海づくり大会等</u>の開催に伴う関係機関との連絡調整その他の対策に関すること。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。